

空き家対策総合支援事業

空き家等対策計画に基づき実施する空き家の活用や除却などを地域のまちづくりの柱として実施する市町村に対して、国が重点的・効率的な支援を行うため、社会資本整備総合交付金とは別枠で措置

補助対象市区町村

- ① 空き家対策特別措置法に基づく「**空き家等対策計画**」を策定している
- ② 空き家対策特別措置法に基づく「**協議会**」を設置するなど、地域の**民間事業者等との連携体制**がある

など

補助対象事業

【上記計画に基づく事業】

- ・ 空き家の活用
(例: 空き家を地域活性化のための観光交流施設に活用)
- ・ 空き家の除却
(例: ポケットパークとして利用するための空き家の解体)
- ・ 関連する事業
(例: 周辺建物の外観整備)

など

事業主体

市区町村 等

補助率

1/2 等

事業活用イメージ

市区町村による「空き家等対策計画」に基づく事業を支援

空き家の活用



Before



After

・ 空き家を地域活性化のため、観光交流施設に活用

空き家の除却



Before



After

・ 居住環境の整備改善のため、空き家を除却し、ポケットパークとして利用

法定の「協議会」など民間事業者等と連携